

仕 様 書

仕 様 書 番 号 : 糧 食 第 6 号

作成年月日 : 令和 5 年 3 月 8 日

変更年月日 : 令和 5 年 1 1 月 2 7 日

制作部隊 : 大宮駐屯地業務隊

品 名 内 地 精 米

1 規 格 等

(1) 令和5年度産の米、地産地消の考えを推奨するため、産地は埼玉県産「彩のかがやき」同等品を追求する。不可能な場合は電話にて別途調整する。完全検査実施済米に限る単一米を使用し、1等米をとう精したものの内、第2項第1号の表「米穀公正取引推進協議会による、精米の品位基準の必須項目」に示す基準を満たしたものとし、納品日に完全検査実施済米である旨の証明書を提出すること。

(2) とう精作業

ア とう精は、納品日前日に行うものとする。また、とう精作業は必要に応じて官側検査官立ち会いの下で行うものとする。

イ 前述アの立ち会いにあたっては、官側との事前調整による。

ウ とう精作業は、行程が大宮駐屯地から30キロメートル以内又は一般道利用で2時間以内に立会可能な場所で害虫等が散見されない衛生的で第三者からみても疑義の生じない場所で実施する。また、官側が施設内の写真撮影を求める場合は応じるものとする。

エ 前述ウの不衛生である場合又はその他、疑義の生じる作業場、作業であったときは納品を不可とする。

オ 官側立ち会いの拒否或いは、規格外の米を精米する等の不正行為をしたと認めた場合は、検査不合格とみなし後相応の処置を講ずる。

カ 全ての精米の現物を確認し、官側で確認の封印を行う。

キ 米穀取扱事業者の届出済み事業者とする。

ク とう精作業の官側検査官立ち会いをする場合は、事前に連絡する。

(3) 次に示す書類を、精米納入時まで準備し、納品書に添付する。

ア 品質証明書（とう精前の玄米袋）写し可 1部

玄米の流通経路（どこから調達したか）を証明するもので、「産地」「年産」「銘柄」「取引日」を明記したもの。

イ 玄米仕入伝票 写し可 1部

契約相手方が玄米を購入した時に、集荷業者等の仕入れ先が発行するもの。「産地」「年

産」「銘柄」「1袋あたりの数量」「契約をする精米契約相手方名」「契約業者の仕入れ元業者名」を明記したもの。

ウ とう精台帳 写し可 1部

玄米の精米状況がわかるもの。

(4) 納品の袋の縫い口は、上部に封紙をした二重縫いとする。

(5) JAS法に基づく名称等の表示

ア 納入される精米1袋ずつ、JAS法に基づき「名称」「原料精米(産地・品種・産年)」

「内容量」「精米年月日」「販売者(氏名または名称・住所・電話番号)」を明記すること。

イ 精米1袋は、30kgとする(袋の重さを除く。)

ウ 表示の一例

名 称	精 米		
原料精米	産 地	品 種	産 年
	埼玉県	〇 〇 〇	〇〇年産
内 容 量	30 kg		
精米年月日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日		
販 売 者	法 人 名		
	〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇—〇—〇号		
	電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇		

2. 品 位 基 準

(1) 精米検査品質報告書 写し可 1部

下の各欄の項目を記載したもので、契約相手方名、連絡先を明記する。

米穀公正取引推進協議会による、精米の品位基準の必須項目 (単位 %)

品 目	水 分	完全粒	粉状 質粒	被害粒	着色粒	碎 粒	異種穀粒 及び異物	白 度	備考
基 準	14.0～ 16.0	97.0% 以 上	1.5 以 下	0	0	1.5 以 下	0	40.0 以 上	

ア 納入時に、納品書に添付し提出すること。

イ 納入時に、サンプルとして100g程度を持参する。

ウ 納品した精米と確認できる証明書を提示すること。

(2) 品質にあたっては「不正競争防止法」を遵守し、商慣習・商業道徳に反する行為は行わない。

3 納品要領

- (1) 納品時に官側及び官側契約の給食業務責任者等並びに契約相手方、双方立ち会いの下、複数の米袋から米を無作為に抽出し、精米の状態を拡大鏡により確認するとともに、実際に炊飯を実施し米飯を検食する。
- (2) 炊飯作業は官側及び官側契約の給食業務作業員が実施する。契約相手方は、検食（所要時間は3時間程度）まで立ち会うものとする。なお、立ち会えない場合は納品物を「不合格」とする。
- (3) 前号において異状の無いことを、確認できた時点で納品作業を実施する。

4 納品した後

- (1) 納品時に双方の立ち会いのもと、検査に異状が認められなかった場合であっても納品後に洗米、炊飯、喫食等の際に不備がある場合は、再度、双方の立ち会いの下、目視確認、必要に応じ、科学的検査（DNA検査等）を実施する。
- (2) 前号の科学的検査（DNA検査等）の結果が出る前であっても不備があると認められ官側が求めた場合は、直ちに納品された全てのものを返品又は交換に応じ、指示に従うものとする。
- (3) 前号の科学的検査（DNA検査等）結果に基づいて以後の処置を検討する。

5 科学的検査（DNA検査等）

- (1) 検査は官側が示す検査機関で行うものとし、検体は検査機関が示した重量を双方立ち会いのもと採取するものとする。
- (2) 科学的検査（DNA検査等）結果については双方立ち会いのもと原紙を契約相手方が確認した後、原紙を官側、写しを契約相手方が保管するものとする。
- (3) 検査にかかる全ての費用は契約相手方の負担とする。
- (4) 検体は大宮駐屯地から検査機関へ送付するものとする。
- (5) なお、科学的検査（DNA検査等）については目視では不備がなくても不定期に求める場合があるのでその都度、指示に従うものとする。

6 検体採取の際に必要なもの

- (1) チャック付きビニール袋（検体約500g程度を入れられる袋）
- (2) A4型封筒（検体送付用）
- (3) 検査費用及び送料

7 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官又はその指名する者と協議するものとする。